

# あおぞら

発行：愛知県被災者支援センター  
 住所：名古屋市中区三の丸 3-2-1  
 愛知県東大手庁舎 1階  
 TEL：052-954-6722  
 FAX：052-954-6993  
 開館：月～金 10～17時



## 岡崎市 花火大会 & ふるさと交流会 (2011. 8. 7.)



**雑記帳**  
 ◇東日本大震災で被災し、福島、宮城、岩手、茨城県から愛知県内に移り住んでいる30世帯105人が6日、同県岡崎市で被災者同士の「ふるさと交流会」で近況を語り合い、花火見物もした。写真。  
 ◇参加者たちは震災直後の様子を撮影した写真を手に「大事なものをすべて流されてしまった」と振り返りながら「お互いの苦労が分かるので、心が休まる」と同郷人との会話を楽しんだ。  
 ◇「久しぶりに、同じ古里の話題で盛り上がり、懐かしかった」と笑顔の参加者たちは、夜の岡崎花火大会にも出かけた。2万発の花火を見上げ、東の夜空の向こうにある古里に思いをはせた。

【中村幸和】

2011年8月7日 毎日新聞 朝刊

### 岡崎観光夏まつり花火大会 栈敷席に被災者招待

岡崎市の夜空を彩る岡崎観光夏まつり(中日新聞社後援)のメインイベント・花火大会(八月六日)で、地元菅生神社と氏子らでつくる「菅生祭保存会」が、東日本大震災の被災者に栈敷席を無償提供する。

大規模イベントに発した花火大会は、乙川河畔の菅生神社の祭礼が起源。打ち上げ花火、金魚花火など華やかな花火が披露される河川敷に、神社と市が有料栈敷席を設けた。保存会の筒井健

震災の影響で東北地方など各地の花火大会が中止されている現状に、保存会が被災者のため、一坪(三・三平方尺)の席を二十升用意。市や県被災者支援センターの協力を得て呼び掛け、県内から百人以上の参加が決まった。保存会の筒井健

当日は、県内に散らばって新生活を送る被災者同士が触れ合う「ふるさと交流会」も開く。岡崎市の観光PRを担うグレート家康公「葵」武将隊も激励に駆け付け、市職員の一部課長会が弁当を差し入れる。

(中野祐紀)

2011年7月23日 中日新聞 朝刊

## 名古屋市南区 ふるさと交流会 (2011. 8.21.)

### 震災避難「ふるさと」満喫

東日本大震災で被災し、県内に避難している住民たちを対象にした「ふるさと交流会」が21日、名古屋市南区で開かれた。

ボランティア団体などの主催で、避難している住民28人が参加した。名古屋名物のどて煮や流しそうめんが振る舞われたり、子どもたちがスイカ割りを楽しんだりした。写真。弁護士による法律相談会なども開かれ、「ふるさと」の合唱で締めくくった。

福島県南相馬市から娘3人と夫と避難している小林・フェヘイラ・めぐみさん(36)は「夏の思い出として、宿題の子どもの絵日記に書いてもらおうと思います」と話した。

2011年8月22日 朝日新聞 朝刊

新聞の記事にもあるように、それぞれの地域で開催される交流会で専門家の方々を招き、一緒にお話に加わっていただいたり、個別の相談コーナーを設けています。

また、前回の定期便にて送付させていただいた「生活なんでも相談（無料相談）」の案内にあるように、弁護士・司法書士の方々のご協力を得て被災者の皆様のご相談にのれる窓口を設けています。

交流会の相談コーナーや生活なんでも相談、いずれもお気軽にご利用ください。

# 被災者へ 弁護士出前です

## 愛知の交流会 下旬から

弁護士会

避難してきた東日本大震災の被災者の悩みや相談を直接聞き取るため、愛知県弁護士会は今月下旬から、被災者同士の交流会に弁護士を派遣することを決めた。弁護士会と日本司法支援センター愛知地方事務所三河支部（法テラス三河）はこれまで、電話での無料法律相談を通じて被災者支援を行ってきたが、相談件数は少なく、自ら足を運ぶことで気軽に相談を寄せてもらおうのが狙いだ。

### 電話相談 不調で

愛知県内への避難者は約13000人。被災地の岩手、宮城、福島県の弁護士会には震災発生直後から住宅ローンの返済や雇用についての相談が多く寄せられたため、愛知県弁護士会と法テラス三河は一県内の避難者も同様の困りごとを抱えているはずだ」として、4月上旬から無料の電話相談を

行ってきた。しかし、これまで寄せられた相談は約30件にとどまる。理由について、弁護士会内では「法律相談」という名称は敷居が高い感じを与え、電話がかけづらいのではないかと「何を相談したらいいのか、わからない人もいるのでは」との意見が出ている。このため、弁護士会は、愛知県被災者支援センターが6月以降、定期的に県内

### 「借金どう返済」「仕事ない…」



「どちらからいらしたんですか」。約50人が参加し、今月6日に愛知県岡崎市の神社で開かれた被災者交流会。ボランティアを示すピンク色の法被を着た女性2人が、近況を報告し合う避難者のもとに笑顔で歩み寄った。弁護士会が本格的に派遣するのに先立って訪れた法テラス三河の船崎まみ弁護士と松岡もと子弁護士だ。

### 岡崎に先行派遣 避難男性「楽になった」

「船崎弁護士と10分ほど話し込み、「気持ち収まらず、どうしたらいいのかもわからなかったが、話を聞いてもらって気持ちが楽になった。会社として話し合いたいと考えているので、相談を続けたい」と相談先ができたことに安心した様子。「弁護士と聞いて緊張したが、頼れるところがあることがわかってホッとした」と話す女性もいた。船崎弁護士は「こちらの顔が見えるので、被災者の方も話しやすくなった。力になれると感じた」と手応えを語った。

福島県矢吹町から家族4人で避難してきた寺島宣敏さん(47)は、当時勤めていた会社を1人だけ解雇されたという。

各地で開催している被災者同士の交流会に着目。試験的に弁護士が参加したところ、被災者から相談があった。さらに、日本弁護士連合会の要請で4月末に被災地を訪れ、避難所での法律相談に参加した弁護士から「話しかけ、雑談をしていると相談を引き出しやすい」とのアドバイスも寄せられたことから、本格的に交流会へ派遣することにした。弁護士会と法テラス三河で、これまで電話相談を担当していた約80人の弁護士が数人ずつ交流会に出向く。その場で解決できない場合、継続的に相談に乗る時間をかけて対応するという。弁護士会で被災者支援を担当する萱垣副会長は「困っている被災者の力になれるよう長期的な支援をしていきたい」としている。

2011年8月17日 読売新聞 朝刊

この記事・写真は、新聞社の許諾を得て転載しています

### お近くの「生活なんでも相談（無料相談）」窓口（一部を再掲）

<b>豊橋市民活動センター</b> 面談 無料相談（予約制） 月曜は休み（祝日の場合は翌日）	面談の予約は Tel 0532-56-5160 火～日曜日 9:00～21:00	面談日 日曜10:00～12:00	豊橋市松葉町二丁目63番地  希望する面談日の、二日前（午前中）までに予約下さい
<b>生協生活文化会館</b> 3階応接室 ぐらしの相談室 面談 無料相談（予約制） 日曜・祝日は休み	面談の予約は Tel 052-781-6176 月～土曜日 10:00～16:00	面談日 水曜10:00～12:00	名古屋市千種区稲舟通1-39  希望する面談日の、二日前（午前中）までに予約下さい

【福島県】

県民健康管理調査

福島県では、放射線の影響による不安の解消や将来にわたる県民の皆様の健康管理を目的とした「県民健康管理調査」を実施することとしました。

このうち、全県民の皆様（基本的に 3 月 11 日時点で県内に居住されていた方）を対象に実施する「基本調査」では、まず皆様の 3 月 11 日～ 25 日の行動記録を中心に、放射線による被ばく線量の推計評価等をさせていただき、その結果を皆様一人一人にお知らせいたします。

なお、8 月下旬から、先行調査対象地域以外の皆様への問診票の発送を順次行ってまいります。

また、福島県内に居住の実態がありながら、県外に住民登録がある方（住民票が県外の方）

などを対象に、平成 23 年 9 月 1 日から、「県民健康管理調査」の基本調査問診票の送付希望について受け付けを始めます。

＜ 調査全般に関するお問合せ ＞

福島県災害対策本部 救援班

県民健康管理チーム

電話番号 024-521-8028

(毎日 8:30 ～ 19:00)

＜ 問診票の送付・記入方法に関するお問合せ ＞

福島県立医科大学

県民健康管理調査事務局

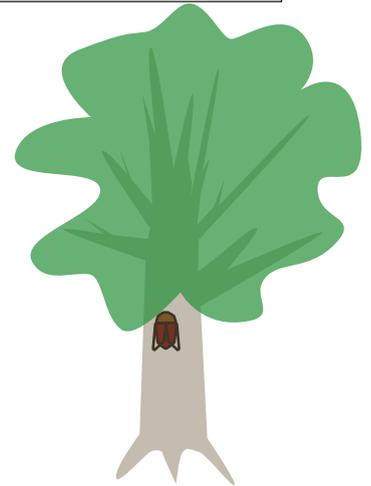
電話番号 024-549-5130

(土日祝日を除く 9:00 ～ 17:00)

福島県ホームページより抜粋

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/contents?CONTENTS\\_ID=24287](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=24287)

(詳細は、同封の「福島県からのお知らせ(第 25 報)」(福島県の方)をご覧ください)



～ 愛知県から ～

愛知県受入被災者登録制度の登録情報更新のお願い

愛知県では、このたびの東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により避難してきた方々に、独自の受入被災者登録制度に基づき氏名、生年月日、避難元住所、被災の状況、家族構成等のご記入をお願いしております。

被災者の皆様には、この登録情報に基づき被災地の自治体から寄せられた各種の情報や、被災地の新聞スクラップ、催し物のご案内などを、原則月 2 回発行の定期便にてご案内させていただいております。

しかし、愛知県での避難生活が長期化するに

つれ、なかには出産、転居等、当初の登録時にご記入いただいた内容が現状と合っていないということも生じているようです。登録情報が実態と異なってしまいますと、こちらからのお知らせが確実に届かなかったり、物資をお渡しする際に手間取り、お届けする日が遅くなってしまったりする恐れがあります。

皆様方におかれましては、登録時にご記入いただきました内容に変更が生じた際には、登録した市区町村窓口にて登録情報の更新を行っていただきますよう、お願いいたします。

特定避難勧奨地点から避難されたお客さまに対する電気料金その他の特別措置について

中部電力株式会社

2011年8月8日

当社は、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故に伴い、原子力災害特別措置法に基づく特定避難勧奨地点の設定がなされたことを踏まえ、当該地点から避難されたお客さまが新たに電気のご契約をされる場合等につきまして、お客さまからのお申し出に応じて、電気料金等の特別措置を適用することとし、本日、経済産業大臣に対し必要な申請を行い、認可をいただきました。

1 特別措置の内容

(1) 電気料金の早収期限および支払期限の延長

避難されたお客さまが新たに電気のご契約をされる場合、お客さまが避難された日の属する月（以下、「避難月」といいます。）分、避難月の翌月分および避難月の翌々月分の電気料金について、それぞれの早収期間（注1）経過後も早収料金を適用いたします。

また、支払期限（注2）について、避難月分は3か月間、避難月の翌月分は2か月間、避難

月の翌々月分は1か月間延長いたします。

(注1) 早収期間とは、検針日の翌日から20日以内の期間をいい、電気料金の支払いがこの期間以後になれば翌月分に3%の遅収料金が加算されません。

(注2) 支払期限とは、従量制供給の場合は、検針日に支払義務が発生し、その翌日から50日目が支払期限となります。

(2) 臨時精算（注3）の免除

避難されたお客さまが、新增設後1年に満たないで需給契約を廃止または減少される場合には、料金および工事費の精算を申し受けません。

(注3) 臨時精算とは、通常1年間の電気の契約期間の途中で契約を廃止もしくは減少される場合に申し受ける、料金および工事費の精算をいいます。

2 その他

この取扱いは、電気事業法第21条第1項ただし書に基づき「供給約款等以外の供給条件」として設定しております。

中部電力株式会社のホームページより

[http://www.chuden.co.jp/corporate/publicity/pub\\_release/press/3163071\\_6926.html](http://www.chuden.co.jp/corporate/publicity/pub_release/press/3163071_6926.html)

詳細はお近くの窓口にお問い合わせください。

愛知県の中部電力窓口

月曜日～金曜日：9時～17時

	地域	担当営業所	電話番号
ア	愛西市 JR関西本線以北	津島営業所	0120-985-721
	愛西市 JR関西本線以南	港営業所	0120-985-711
	愛西市 福原新田町	桑名営業所	0120-985-341
	愛知郡 東郷町	天白営業所	0120-985-713
	海部郡 長久手町	旭名東営業所	0120-985-717
	大治町	中村営業所	0120-985-723
	蟹江町、飛島村	港営業所	0120-985-711
	あま市 旧海部郡七宝町、美和町	津島営業所	0120-985-721
	旧海部郡甚目寺町	中村営業所	0120-985-723
	安城市	安城サービスステーション	0120-985-625
イ	一宮市	一宮営業所	0120-985-730
	稲沢市 平和町以外	一宮営業所	0120-985-730
	平和町	津島営業所	0120-985-721
	犬山市	小牧営業所	0120-985-752
	岩倉市	小牧営業所	0120-985-752
オ	大府市	緑営業所	0120-985-760
	岡崎市	岡崎営業所	0120-985-610
カ	尾張旭市	旭名東営業所	0120-985-717
	春日井市	春日井営業所	0120-985-750
	蒲郡市	蒲郡サービスステーション	0120-985-612
	刈谷市	刈谷営業所	0120-985-620
キ	北設楽郡 設楽町、東栄町、豊根村	新城営業所	0120-985-631
	北名古屋市	北営業所	0120-985-720
	清須市 旧西春日井郡春日町以外	中村営業所	0120-985-723
ク	旧西春日井郡春日町	北営業所	0120-985-720
	江南市	小牧営業所	0120-985-752
コ	小牧市	小牧営業所	0120-985-752
	新城市	新城営業所	0120-985-631
シ	瀬戸市	旭名東営業所	0120-985-717
タ	高浜市	碧南サービスステーション	0120-985-624

	地域	担当営業所	電話番号
タ	田原市	田原サービスステーション	0120-985-636
	知多郡 阿久比町、武豊町、東浦町、美浜町、南知多町	半田営業所	0120-985-740
チ	知多市	常滑営業所	0120-985-741
	知立市	刈谷営業所	0120-985-620
ツ	津島市	津島営業所	0120-985-721
	東海市	緑営業所	0120-985-760
ト	常滑市	常滑営業所	0120-985-741
	豊明市	緑営業所	0120-985-760
	豊川市	豊川営業所	0120-985-632
	豊田市	豊田営業所	0120-985-640
	豊橋市	豊橋営業所	0120-985-630
	名古屋市中区	熱田営業所	0120-985-710
ナ	熱田区、昭和区、瑞穂区	熱田営業所	0120-985-710
	中川区、港区	港営業所	0120-985-711
	天白区	天白営業所	0120-985-713
	名東区、守山区	旭名東営業所	0120-985-717
	北区、西区	北営業所	0120-985-720
	中村区(JR東海道本線以西)	中村営業所	0120-985-723
	千種区、中区、中村区(JR東海道本線以東)、東区	中営業所	0120-985-729
	緑区、南区	緑営業所	0120-985-760
	西尾市	西尾営業所	0120-985-621
	西春日井郡 豊山町	北営業所	0120-985-720
ニ	日進市	天白営業所	0120-985-713
	丹羽郡 大口町、扶桑町	小牧営業所	0120-985-752
ヌ	額田郡 幸田町	岡崎営業所	0120-985-610
ハ	幡豆郡 一色町、幡豆町、吉良町	西尾営業所	0120-985-621
	半田市	半田営業所	0120-985-740
ヘ	碧南市	碧南サービスステーション	0120-985-624
ミ	みよし市	豊田営業所	0120-985-640
ヤ	弥富市	津島営業所	0120-985-721
	JR関西本線以北	津島営業所	0120-985-721
	JR関西本線以南	港営業所	0120-985-711